

第3章 美しい環境に つつまれた安全なまち

- 第1節 環境の保全
- 第2節 廃棄物対策の推進
- 第3節 水と緑の空間の充実
- 第4節 防災体制の充実
- 第5節 消防・救急体制の充実
- 第6節 交通安全の推進
- 第7節 防犯対策の推進
- 第8節 消費生活の安定
- 第9節 平和と人権尊重社会の推進

第1節 環境の保全

■ 現状と課題

科学技術の進歩がめざましい経済発展をもたらしましたが、その一方で、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の環境問題が発生しています。地球温暖化はエネルギーを使用するすべての社会活動が原因となるため、環境問題の中でも最も解決が困難なものであることから、平成26年度に策定した地球温暖化対策実行計画に基づき、市民・事業者・行政などさまざまな主体が、温暖化対策に取り組んでいく必要があります。

近年は、大気汚染、水質汚濁、悪臭など典型7公害に加え、ダイオキシン類^{※1}やPM2.5^{※2}等の化学物質による環境への影響が社会的な不安要因となっています。

大気や水環境の保全はもとより、化学物質による環境汚染を監視し、新たな環境リスクを低減するための取組が必要です。

安らぎや心の豊かさといった価値観が大切にされるようになり、豊かな自然や美しい景観に対する市民のニーズが高まっています。市民が気軽にふれあうことができ、多様な生物が生息できる、良好な自然環境を保全していく必要があります。

快適な衛生環境のため、井戸水や浄化槽、斎場、霊園の適正管理など、清潔で快適な公衆衛生の保持・改善を推進していく必要があります。

■ 基本的方向

■ 環境基本条例、環境基本計画に基づき、計画的、総合的な環境施策を推進します。

■ 市民参加により消費廃棄型社会から資源循環型社会への移行を進め、低炭素社会^{※3}の構築に向けた長期的な環境負荷低減への取組を推進します。

■ 健康で安全に暮らせる快適な生活環境を保全するため、監視パトロールによる公害の発生源に対する指導の徹底を図るなど、環境汚染の防止に努めます。

■ 自然環境の保全と健全な生態系の維持をめざし、特定外来生物^{※4}や有害鳥獣の駆除による農作物などへの被害発生防止に取り組めます。

■ 市民が環境に配慮した活動に参加できる地域コミュニティ^{※5}づくりを進め、環境教育の啓発や市民・事業者・行政などの連携を促進します。

■ 上下水道の未整備地区における衛生環境の向上や畜犬登録、狂犬病予防接種の促進を図ります。

■ 霊園の管理体制や火葬場の整備について検討を進めます。

※1 **ダイオキシン類**: 燃焼や化学物質製造の過程などで生成されるポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の総称。

※2 **PM2.5**: 大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒子の直径が2.5マイクロメートル以下の物質の総称。

※3 **低炭素社会**: 二酸化炭素などの温室効果ガスの排出が少ない社会。

■ 施策

地球環境の保全

- 地球温暖化対策実行計画に基づき、太陽光発電など環境負荷の少ない再生可能エネルギーへの転換を促進し、地球温暖化防止、省エネルギー意識の向上に向けた啓発を推進します。
- 省エネルギーへの取組やグリーン購入^{※6}、低公害車の導入など、市としてのCO²削減に向けて率先的に取り組みます。

公害対策の推進

- 公害の発生源となる工場、事業所の指導、監視、測定などを実施し、大気環境、水質環境の保全、悪臭や騒音などの防止対策を推進します。
- ゴルフ場での使用農薬の低減に向けて、事業者に対し環境汚染防止についての指導・助言を実施します。

自然環境の保全

- 緑と水空間の保全や創造、緑化に関する啓発事業を行うとともに、多様な生物の生息環境の保全に努め、特定外来生物^{※4}の駆除を促進します。

環境保全意識の向上

- 企業、団体などへの環境啓発や学校、地域、家庭における環境教育を推進します。
- NPO^{※7}、市民団体などの自主的な環境問題への取組支援と連携促進を図ります。

環境衛生の充実

- 下水道処理計画区域外のし尿や生活雑排水を適正に処理し、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図るため、合併浄化槽の設置を促進します。
- 未登録犬の解消や狂犬病予防注射の接種率の向上を図るとともに、飼い犬の適正管理に向けた啓発を推進します。
- 霊園の管理体制について検討を進めます。
- 火葬施設の建替えなど、独自・広域処理の方法や施設の整備について検討します。

※4 特定外来生物：外来生物のうち、特に人間の健康や在来種の生態系などに害を及ぼす、またはその可能性があると考えられる生物のこと。

※5 地域コミュニティ：地域におけるさまざまな共同体のことで、町内会や自治会、一定のテーマや目的を持った集まりや団体など。

※6 グリーン購入：商品やサービスを購入する際に、価格、機能、品質だけでなく、環境を考慮して、環境に与える影響のできるだけ少ないものを選んで優先的に購入すること。

※7 NPO：英語の Non-Profit Organization の略。営利を目的としない民間組織。

第2節 廃棄物対策の推進

■ 現状と課題

資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会をめざす取組が全国的に始まり、循環型社会にふさわしい3Rの実現に向けた取組が進められています。(3R～リデュース=発生・排出抑制、リユース=再利用、リサイクル=再資源化)

平成20年(2008年)10月に家庭ごみの有料化を実施したことにより、ごみの減量化が進んでいますが、今後も減量化が持続するよう対策を行っていく必要があります。

また、生ごみの分別については、分別意識の向上に向けた取組を行う必要があります。

ごみの排出抑制や再資源化、生ごみのバイオガス化処理などにより最終処分場の延命化を図るとともに、処分場周辺の環境整備対策の強化を行う必要があります。

高齢化社会の急速な進行により、ステーションへのごみ排出が困難な方の増加が想定されることなど、状況に応じて収集体制などの見直しをする必要があります。

不適正排出や不法投棄防止対策のため、パトロールの強化や指導の充実を図る必要があります。

広域によるごみ処理については、構成自治体と協議を行い、焼却施設建設等の検討を進める必要があります。

■ 基本的方向

■ ごみの減量化とリサイクルを推進するため、資源回収の促進やリサイクル意識の高揚を図ります。

■ ごみの減量化や資源化対策、生ごみのバイオガス化処理により最終処分場の延命化を図るとともに、最終処分場周辺の環境整備を充実します。

■ 広域による可燃ごみの焼却処理について検討を進めます。

■ 容器包装リサイクル法などに基づく分別収集を行うほか、新たにリサイクル可能な資源物の分別、収集方法等の検討を行い家庭ごみの効率的な収集運搬及び処理を推進します。

■ 施策

ごみの減量化・リサイクルの推進

- 家庭ごみ有料化による減量効果を持続させるため、ごみの減量やリサイクル等に関する市民への情報提供を積極的に行うとともに、家庭ごみの排出の抑制を推進します。
- ごみの減量化とリサイクルの推進を図るため、集団資源回収や生ごみ堆肥化容器などの利用を促進します。

ごみ処理体制の充実

- 最終処分場の延命化を図るとともに、最終処分場周辺の環境整備を実施します。
- リサイクル可能な新たな資源物の分別収集と効率的な収集運搬について検討し、リサイクルの推進及び効率的な収集運搬、処理を行います。
- 廃棄物パトロールの監視を強化し、不法投棄等の抑制を図ります。
- 道央廃棄物処理組合での可燃ごみの焼却施設建設に向けた検討を進めます。

第3節 水と緑の空間の充実

■ 現状と課題

身近に森林や緑地があり、緑の豊さが本市の特色となっていますが、森林整備等が行き届かず放置状態が続くなど、森林の有する多面的機能が低下してきている状態にあります。森林を含めた緑の果たす役割の重要性を森林所有者や市民などに啓蒙し、協働による緑の保全や整備への取組を進める必要があります。

豊富な森林など緑の資源を保全、育成するため、平成16年度(2004年度)に緑の基本計画を策定して南の里特別緑地保全地区を指定しました。また、国の補助制度や森林ボランティアグループによる整備、自然観察や森林浴などを楽しむことのできる場所の提供をめざしています。

平成20年度(2008年度)から公園等里親制度を導入し、施設に愛着をもって清掃美化や草刈りを行うなど、地域のボランティア団体との協働のもと管理を進めています。

輪厚川の河川敷は、市民と行政がともに管理することにより川に親しむ空間として定着してきていることから、小さな子どもでも安心して川遊びができるような憩いのひろばとして親水空間の機能が損なわれないよう保全していく必要があります。

■ 基本的方向

- 緑のまちづくり条例やまちづくり指針に基づき、開発事業者に対し指導を行いながら、緑と調和したまちづくりを進めます。
- 民有林所有者の理解と協力を得ながら、緑の保全と緑化の推進を図ります。
- 自然や緑を大切にすることを育むため、市民協働による緑化を推進します。
- 森林整備計画に基づく森林施業計画に沿って市有林の整備を図ります。
- 花と緑の美しいまちづくりを支える基盤づくりを促進します。
- 市民と行政が協働して河川環境を守り、潤いのある水辺空間の形成を図っていきます。
- 公園施設長寿命化計画に基づき、市民が安全・安心に利用できる憩いの場の提供を促進します。

■ 施策

緑化の推進

- 緑の基本計画に基づき、市民・事業者・行政が連携して緑化活動を推進します。
- 市街地及びその周辺における良好な自然緑地は、関係法令や条例に基づき無秩序な乱開発を防止するとともに、民有林所有者に理解と協力を得て、緑のまちづくり条例に基づく緑保全地区の指定など緑の保全と緑化の推進に努めます。
- 身近の森林や緑の豊かさを損なわないよう、森林の保全を進めるとともに、市民や所有者等への保全意識の啓蒙・啓発を図り、森林整備を促進します。
- 市民植樹祭や誕生記念樹の贈呈など市民参加による美しいまちづくり事業を推進します。
- 安定的に緑化推進事業を継続するために、「緑のまちづくり基金」の活用に努めます。
- 緑化に関する意識の醸成や活動の拠点となる「緑化センター」の整備について検討します。

親水空間の保全

- 河川の機能に配慮した植樹や花を植栽し、河川敷地の緑化を推進します。
- 市民の川に親しむ施設として、憩いのひろばの機能や景観を保全します。

公園の整備

- 市民との協働により、憩いやコミュニティ^{※1}の場として親しめる公園・緑地の整備を進めます。
- 公園機能の改善や多世代型公園への転換などの検討を進めます。

※1 コミュニティ：地域社会や共同体。人々が共通の意識をもって生活を営む地域または集団など。

第4節 防災体制の充実

■ 現状と課題

災害に強いまちづくりを進めるため、避難所・収容施設となる学校施設の大規模改修や公共施設の耐震化、災害危険箇所の整備強化など総合的な整備対策が必要となっています。

狭隘あるいは位置的な理由で避難所として適さない箇所については、地域の配置バランスなども考慮し、避難所の指定を見直すとともに高齢者や障がい者が、被災時に避難生活を安心して送れるよう福祉避難所での備品整備等を進める必要があります。

備蓄食糧等は消費期限があることから、災害時に確保が可能な品目以外の備蓄を検討するなど、備蓄品目や備蓄量を見直す必要があります。

地域の防災力を強化するためには、研修や訓練など

を通じて地域住民の防災意識を高めるとともに、地域内での援護協力体制が重要であることから、今後も自主防災組織の育成や支援を図り、防災活動に参加しやすい環境を整えていく必要があります。

森林が有する多面的機能(水源かん養、土砂崩壊防備など)を高め、自然災害の発生や二次的被害を未然に防ぐため、森林整備の取組を進めていく必要があります。

千歳川流域の治水対策の早期実現を図るために、流域自治体及び関係機関と連携して、石狩川水系千歳川河川整備計画、千歳川流域治水対策整備計画に基づく総合的な治水対策を促進していくとともに、東の里遊水地の具体的な利活用計画を策定する必要があります。

■ 基本的方向

- 災害から市民の生命と財産を守るため、災害に強いまちづくりをめざし、総合的かつ広域的な防災対策を推進します。
- 災害の規模・様態によっては必要となる物資の輸送に支障をきたす場合があることから、防災用食料及び資機材の分散備蓄を図っていきます。
- 市民の防災意識の高揚を促しながら、自主防災組織など自主的な防災活動を支援・促進します。
- 自然災害の発生を未然に防止するため、森林や河川の整備などの治山・治水対策により、災害に強いまちづくりを推進します。
- 多くの市民が使用する公共施設の耐震化を進めます。
- 災害避難場所における災害時対策を検討するとともに、福祉避難所における備品などの整備を進めます。

■ 施策

防災対策の推進

- 北海道や近隣市町村との相互応援体制を確立し、総合的かつ広域的な防災体制の充実・強化を図ります。
- 地域防災計画の修正を行うとともに、災害時における避難行動要支援者の避難支援計画の策定や訓練の実施など、防災対策の強化を図ります。
- 防災資機材や非常用食料など自主備蓄に努めるとともに、災害時に必要となる物資等の供給を確保するため、民間業者等との協力協定の締結を促進します。
- 震災時の2次災害防止に向けた応急危険度判定活動については、建築士会等との応援協力体制を図ります。
- 災害時における避難所の早期開設や停電、冬期間における対策について検討を進めます。
- 災害時における福祉避難所で必要となる備品などについて、協定を締結している社会福祉法人との協議を進めながら整備に努めます。

自主防災組織の充実

- 地域ぐるみの防災体制を確立するため、自主防災組織など市民の自主的な防災活動を支援・促進します。
- 市民の防災意識の高揚と防災知識の普及のため、自主防災組織の育成を進めるとともに、防災センターの活用、広報活動や出前講座^{※1}の実施など地域住民の防災活動の推進を図ります。

治山・治水の推進

- 自然災害の発生を未然に防止するために、森林を保全し、森林の有する多面的機能(水源かん養・土砂崩壊防備など)を高める森林整備や河川整備などの治山・治水対策を進め、災害に強いまちづくりを推進します。
- 森林や緑地の保全整備による水源かん養・土砂崩壊防備などの機能強化を図るため、市有林の整備地域の拡大を進めます。
- 水害に強いまちづくりを進めるため、石狩川水系千歳川河川整備計画に基づく東の里遊水地の整備促進、千歳川・輪厚川などの治水対策を国等に強く要請するとともに、遊水地の利活用については、国と協議しながら市民が親しみやすい具体的な利活用計画を策定します。
- 農地や低市街地の浸水被害を軽減するため、排水機場の保守管理を計画的に進めます。

※1 出前講座：北広島市の仕事に関する講座メニューについて、担当職員が市民の集まりに向いて説明をする講座。

第5節 消防・救急体制の充実

■ 現状と課題

都市化や高齢化の進行など社会状況が大きく変化し、災害や救急の態様も複雑多様になりつつあることから、各種災害などに迅速かつ的確に対応するため、専門的知識と高度な技術を有する人材の育成や資機材の整備などが重要となります。また、災害対応力の強化や行財政の効率化を図るため、広域での連携を強化し、指令業務の共同運用に向けた検討を進める必要があります。

救急体制については、救急救命士^{※1}の処置範囲の拡大が進められていることから、対応する救命士の養成を促進するとともに、医療機関との連携を強化する必要があります。

AED(自動体外式除細動器)の施設への更なる設置促進と、救命講習会による応急手当の知識及び技術の普及を図る必要があります。

消防活動において大きな役割を担っている消防団については、常備消防との連携、効果的な訓練の実施や地域に密着した活動の展開を図るとともに、団員の確保や知識と経験の伝承が行える環境づくりが必要です。

核家族化、高齢化が進み、要援護者が増加していることから、自主防災組織などと連携し、地域防災力の向上を図る必要があります。

■ 基本的方向

- 複雑多様化する各種災害に迅速かつ的確に対応するため、消防体制の充実・強化を図ります。
- 住民サービスの向上や、行財政上の効率化並びに災害対応力の強化等を図るため、関係機関と連携し、指令業務の共同運用に向けた検討を進めます。
- 市民に対する防火意識の普及啓発を進めながら、地域ぐるみの自主防災組織と連携し、防火安全対策の強化を図ります。
- 予防査察を強化し、安全管理対策の充実を図ります。
- 消防団員の確保や、地域の防災力の強化に向けて消防団の充実を図ります。
- 救急体制の充実に努めるとともに、市民を対象とした救命講習会を開催し、救命率の向上を図ります。

■ 施策

消防体制の充実

- 効率的で効果的な消防体制とするため、通信指令業務の共同運用を推進し、通信指令業務の高度化を図ります。
- 消防車両の計画的な更新・整備を行うなど、消防・防災機能の強化を図ります。
- 各種研修や訓練により消防団員の消防活動能力の向上に努めるとともに、消防団の活性化を図ります。
- 消火栓や防火水槽などの更新・整備を計画的に進めます。

火災予防の推進

- 防火・防災意識の啓発に努め、高齢者や障がい者に対する防火対策や、自治会・町内会の活動の支援を行いながら地域の防災力の充実を図ります。
- 効果的な予防査察を実施するため、防火対象物や危険物施設のデータベースを活用し、事業所の適正な防火管理を推進します。
- 住宅用火災警報器に関する広報・普及活動を推進し、住宅への設置を促進します。

救急救命体制の充実

- 医療機関との連携を強化し、資機材の整備と教育訓練に努め、高度化する救急業務を適切に行える救急救命士^{※1}の養成などメディカル・コントロール体制を推進し、救急救命体制の充実を図ります。
- 新型インフルエンザなど感染症対応については、関係機関との連携強化を促進するとともに、必要な資機材の充実を図ります。
- 市内事業所などにAED(自動体外式除細動器)の設置を促進するとともに、救命講習会の推進と救急車の適正利用の周知を図ります。

※1 救急救命士：厚生労働大臣の免許を受けて、救急車等が現場から病院に到着するまでの間、医師の指示の下に、救急救命措置を行う者。

第6節 交通安全の推進

■ 現状と課題

全国の交通事故による死者数は、道路交通法の改正や交通安全運動の積極的な推進により、平成26年(2014年)には4,113人となり、14年連続で減少しています。しかしながら、死者数の減少幅は縮小傾向にあり、全体に占める高齢者の割合が高い水準で推移しています。

北海道での死亡者数は、近年200人以下で推移し、これまでで最多となった昭和46年(1971年)の889人と比較すると約8割も減少しています。

本市は、国道36号・274号、道道江別恵庭線・栗山北広島線などの幹線道路が通っているため通過交通量が多く、交通事故の危険性が高い地域と言えます。

平成24年(2012年)から平成26年(2014年)まで交通事故発生件数は200件以下で推移していますが、全国同様、事故に占める高齢者の割合が増加傾向にあるため、高齢者の交通事故防止を重点とした交通安全教育の充実のほか、交通安全施設の整備にも努める必要があります。

■ 基本的方向

- 子どもから高齢者まで、それぞれの年代に応じた交通安全教育を推進し、交通安全意識の浸透を図ります。
- 安全で快適な市民生活の実現をめざして、市民、企業、地域、関係行政機関が連携して、積極的に交通安全対策を推進します。

■ 施策

交通安全意識の充実

- 北海道や北海道警察及び交通安全関係団体等と連携し、通年運動や期別運動などを通じ、交通安全意識の浸透を図ります。
- 交通安全意識の定着には幼児期からの交通安全教育が重要であることから、効果的な「交通安全教室」を実施している団体を支援します。また、増加傾向にある自転車事故や高齢者の事故を防ぐため、交通安全の推進を図っていきます。

交通安全環境の整備

- だれもが安全に安心して通行できるよう、交通安全施設など交通環境の整備を促進します。

第7節 防犯対策の推進

■ 現状と課題

全国的にも犯罪の凶悪化や低年齢化、自己中心的・短絡的な犯罪が発生していることから、防犯や暴力追放への市民意識が高まっています。

本市における犯罪件数は、減少傾向にあるものの、依然として車上狙いや子どもたちに対する不審者からの声かけなども後を絶たず、また、高齢者などを狙った振り込め詐欺なども手口が巧妙化しています。

市内の各地区では、自主防犯団体の結成や青色回

灯装着車両によるパトロール隊が発足するなど防犯意識が高まってきていることから、犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた総合的な取組を推進する必要があります。

夜間における犯罪の防止と安全確保のため設置されている街路灯については、自治会などへの支援とともに、防犯のための環境を整備していく必要があります。

■ 基本的方向

■「自分のことは自分で守る」という市民の防犯意識の浸透を図ります。

■「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域の防犯力を高める活動を支援します。

■市、市民、事業者及び関係機関の連携を強化し、「犯罪の起きにくいまちづくり」を推進します。

■ 施策

防犯意識の普及啓発

- 市民の防犯に関する知識の向上や自主的な地域活動を推進するため、広報活動などの充実により防犯意識の普及を図ります。
- 街頭防犯啓発や市民大会の開催など、防犯活動団体等との連携による啓発活動を推進します。

犯罪が起きにくい環境づくり

- 犯罪を誘発、助長させない環境をつくるため、公園や駐車場など公共施設の安全対策を進めるとともに、街路灯などの整備を支援していきます。
- 身の回りの安全対策の取組を奨励するとともに、児童生徒の通学時間帯における見守りなど、地域ぐるみの防犯活動を促進します。

第8節 消費生活の安定

■ 現状と課題

商品の販売形態や契約方法の多様化などを背景に、訪問や電話での悪質な勧誘、インターネットによる有料サイトの架空請求、振り込め詐欺など、いわゆる悪質商法による被害が急増する傾向にあります。

消費者としての正しい知識の普及や啓蒙を行い、消費者の利益保護と消費生活の安定と向上を図る必要があります。

市民の消費生活における被害を未然に防止するため、情報の提供や消費生活相談を実施していくとともに、消費者団体との連携を図りながら、積極的に消費者の意識改革に努める必要があります。

■ 基本的方向

■ 市民の消費生活の安定と消費者保護のため、複雑多様化する消費生活に関する苦情や相談の適切な対応を図ります。

■ 消費生活に関する知識の普及など消費者教育の充実を図り、消費生活被害の未然防止に努めます。

■ 施策

消費者教育の拡充

- 消費生活に関する情報の提供や消費者教育を推進するため、消費者団体との連携を図りながら、知識の普及や啓発活動を拡充します。

消費者保護の推進

- 市民の消費生活に関する諸問題に適切に対応するため、消費生活相談員の研修会等の充実により、相談員の資質向上を図るとともに、消費者保護を目的に各種活動を行っている消費者協会を支援します。

第9節 平和と人権尊重社会の推進

■ 現状と課題

本市は、昭和63年(1988年)4月に平和都市宣言を行い、恒久平和の実現を願う市民の意思を表明しました。平成20年(2008年)4月には、平和都市宣言20周年を記念して、平和市長会議に加盟しましたが、未だ世界の各地で紛争が絶えません。平和都市宣言に基づき、戦争のない平和な世界、平和の尊さ・大切さを次世代の人々に引き継いでいくことが、より一層求められています。

市民の人権に対する理解と認識は、さまざまな啓発活動を通じて深まってきています。しかしながら、今日の複雑な社会情勢を反映した学校や職場内でのいじめやハラスメント、差別など、人権に関する問題も存在しています。だれもが幸福で、生きがいのある生活を送るための人権が尊重される社会の実現をめざして、たゆまずに市民の人権意識の高揚を図っていく必要があります。

■ 基本的方向

■ 平和都市宣言のまちとして、恒久平和の実現に努め、平和に対する市民意識の高揚・醸成を図ります。

■ 一人ひとりがお互いの人権や価値観を正しく尊重し合える人権意識の高揚を図ります。

■ 施策

恒久平和の希求

- 平和都市宣言のまちとして、戦争のない平和な世界の実現に向けて、市民一人ひとりが平和の尊さを強く認識し合い、平和の尊さ・大切さを次世代の人々に引き継ぐため、平和パネル展の開催など平和意識の啓発を推進します。
- 平和意識の高揚・醸成を図るため、「平和の灯を守る市民の会」と連携して平和関連事業を推進します。

人権意識の啓発

- 一人ひとりの個性や人格を認め、あらゆる分野で偏見や差別などをなくして、すべての市民が平等で暮らしやすい、人権尊重の社会を推進します。
- 人権擁護委員との連携を強化し、学校や地域などでの人権教育・啓発活動を推進します。

